

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (休日)</p>	
<p>第13条 教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし休日は勤務日とするが、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「祝日法による休日」という。）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日（祝日法による休日を除く。）</p> <p>(3) 6月18日（創立記念日）</p> <p>(4) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）</p> <p>(休日の代休日)</p>	<p>第13条</p> <p>(同 左)</p>
<p>第14条 教職員に前条に規定する休日である勤務日に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日を指定することができる。</p>	<p>第14条</p> <p>(同 左)</p>
<p>2 前項の規定により代休日を指定された教職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>3 第1項の規定に基づく代休日の指定（次項において「代休日の指定」という。）は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日（休日を除く。）について行わなければならない。</p>	<p>2</p> <p>3 第1項の規定に基づく代休日の指定（次項において「代休日の指定」という。）は、勤務することは、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間（<u>医学部附属病院に勤務する教職員（国立大学法人京都大学給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条第1項第1号に定める一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員を除く。）に前条に規定する休日（当該休日が7月から9月までの期間にあるものに限る。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合にあっては、勤務することを命じた休日を起算日とする16週間）後</u>の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日（休日を除く。）について行わなければならない。</p>
<p>4 代休日の指定は、代休日指定簿で行うものとする。</p>	<p>4 (同 左)</p>
<p>(中 略)</p> <p>(有給休暇の種類)</p>	<p>(有給休暇の種類)</p>
<p>第20条 教職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。</p> <p>2 有給休暇時の給与は、<u>国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）</u>の定めるところによる。</p>	<p>第20条 (同 左)</p> <p>2 有給休暇時の給与は、<u>給与規程</u>の定めるところによる。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p>
	<p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>

別表第1（第4条、第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
（略）		
<p><u>学務部共通教育推進課吉田南構内共通事務部</u>に勤務する職員のうち、<u>学務部長吉田南構内共通事務部長</u>が指定する者</p>	（略）	
（略）		

別表第3(第16条関係)

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)				
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から午前6時45分まで
			午前5時15分から翌日午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで、午前1時から午前7時30分まで
			<u>午前7時30分から午後4時15分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
(略)				
医学部附属病院医療器材部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	<u>医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日</u>	<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午後9時から午後10時まで
			<u>午後5時15分から翌日午前8時30分まで</u>	<u>午後7時30分から午後8時まで、午前0時から午前7時まで</u>
医学部附属病院疾患栄養治療部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時15分まで
			<u>午前9時45分から午後6時30分まで</u>	<u>午後0時45分から午後1時45分まで</u>
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時45分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	-
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後2時まで
			午前8時30分から午後3時まで	午後0時30分から午後1時まで

医学部附属病院看護部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者

4週間

医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日

午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時15分まで
午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
<u>午前7時45分から午後4時30分まで</u>	<u>午前11時45分から午後0時45分まで</u>
午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
<u>午前7時から午後3時45分まで</u>	<u>午前11時から正午まで</u>
<u>午前7時30分から午後4時15分まで</u>	<u>午前11時30分から午後0時30分まで</u>
<u>午前9時から午後5時45分まで</u>	<u>午後1時から午後2時</u>
<u>午前9時30分から午後6時15分まで</u>	<u>午後1時30分から午後2時30分まで</u>
<u>午前10時から午後6時45分まで</u>	<u>午後2時から午後3時まで</u>
<u>午前11時から午後7時45分まで</u>	<u>午後3時から午後4時まで</u>
<u>午前11時15分から午後8時まで</u>	<u>午後3時15分から午後4時15分まで</u>
<u>午前11時30分から午後8時15分まで</u>	<u>午後3時30分から午後4時30分まで</u>
<u>正午から午後8時45分まで</u>	<u>午後4時から午後5時まで</u>
<u>午後1時から午後9時45分まで</u>	<u>午後5時から午後6時まで</u>
<u>午後1時15分から午後10時まで</u>	<u>午後5時15分から午後6時15分まで</u>
<u>午後3時15分から午前0時まで</u>	<u>午後7時15分から午後8時15分まで</u>
<u>午後3時45分から翌日午前0時30分まで</u>	<u>午後7時45分から午後8時45分まで</u>
<u>午前0時から午前8時45分まで</u>	<u>午前5時から午前6時まで</u>
<u>午後3時30分から翌日午前9時まで</u>	<u>医学部附属病院長が定める2時間</u>
午後4時30分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
<u>午前8時から午後8時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
<u>午前7時45分から午後8時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>

		午前8時30分から午後9時まで	午後0時30分から午後1時30分まで
		午前8時15分から午後9時まで	午後0時15分から午後1時15分まで
		午後7時45分から翌日午前8時30分まで	医学部附属病院長が定める1時間
		午後8時から翌日午前8時30分まで	医学部附属病院長が定める1時間
		午後8時15分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
		午後8時30分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
		午前8時から正午まで	—
		午前8時30分から午後0時30分まで	—
		午前8時から午前11時45分まで	—
		午前8時30分から午後0時15分まで	—
医学部附属病院看護部外来棟に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	(削除)		
医学部附属病院看護部病棟に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	(削除)		
医学部附属病院看護部手術部に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	(削除)		
医学部附属病院看護部中央診療センター外来棟に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	(削除)		
医学部附属病院看護部救急部及び集中治療部に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	(削除)		
(略)			
施設部管理課プロパティ運用課に勤務する教職員のうち、施設部長が指定する者	(略)		